市の理念
1 つねに市民の立場に立って、人間優先の施策を進める。
2 改善と創造に徹して、躍動する施策を進める。
3 的確な展望に基づいて、未来につながる施策を進める。
4 自治の認識を深めて、市民参加の施策を進める。

第174号
54年3月

広報やわた

発行 八幡市役所
八幡市八幡園内75
TEL (075) 983—1111
編集 市民部広報課

市民の理念
1 地域社会の主体者として、権利と義務の自覚を深める。
2 生活共同体の一員として、積極的に市政に参加する。
3 新しい社会の創造をめざして、連帯の行動を強める。
4 責任と協調の市民生活を求めて、つねに前進をはかる。

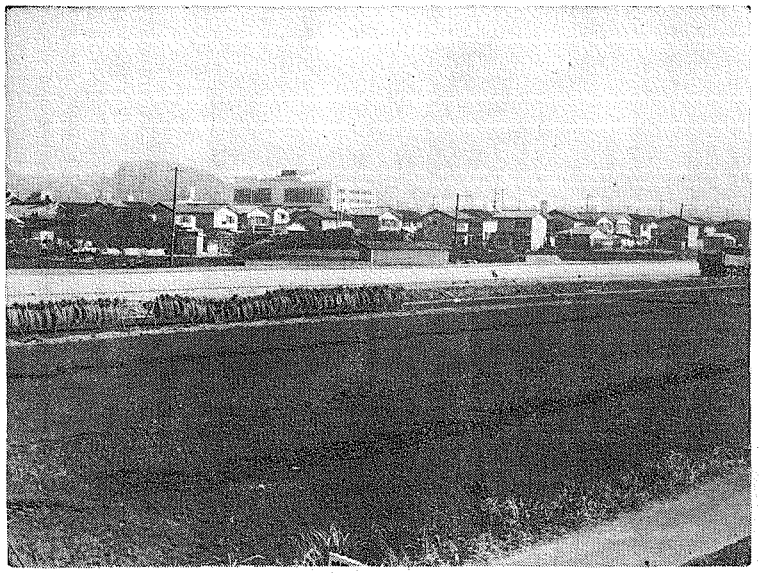

この〝まち〟を市民の力でさらに住みよく…

心のかよう福祉 緑ゆたかな文化

〈基本構想の具体化をはかる〉

54年度施政方針

昭和五十四年第一回定例市議会は、三月五日に開会されました。この日の本会議で、山中市長は、「新年度の予算案を提案するにあたって、新年度の施政の方針と予算の概要を、次のとおり説明しました。

憲法と憲章の理念を基に

八幡市が市制を施行し、金岡・六貴両村の市として発足してから、一年五カ月たります。そして、市民・そっての参加と市議会の識場一致の議決にもとづき、新しい市の進むべき道を「八幡市基本構想」の制度をみてから、ちょうど二年を経過しました。

その間、昨年六月には憲章の新庁舎の開設をみ、十二月には南山城地方で初めての保健センターと休日救急診療所の開設をみて、消防本部署と合わせて市センターとしての面目も整ってきました。こうして、市制施行という物心ともに一新した環境のなかで、自覚的な行政における市民福祉を深めながら、改めて自治を築き、市の未来を築く、住みよい都市づくりをめざして、基本構想実現のための諸施策に取組んできました。

来るべき新年度は、市制施行という新しい環境に対応する時期を終って、いよいよ市としての実質的な充実・発展を目指す段階であります。すなわち、市としての体制づくりと、市としての飛躍するための種々の準備の段階から、福祉の充実と都市建設の両面にわたって、市の基本構想に基づく諸事業の具体的に着手すべき重要な年度であると認識しています。

この上に立って、予算の編成にあたっては、基本構想に盛られた理念、つまり〝平和と民主と人権〟を阻害する憲法とゆたかなくらし、きれいなまち、あたたかい社会、住みよい都市、平和なふるさとを求めて市民憲章を共通の基盤として、「これに市民の立場に立って、人間優先の施策を進める。〝改善と創造に徹して、躍動する施策を進める〟」的確な展望に基づいて、未来につながる施策を進める。〝自治の認識を深めて、市民参加の施策を進める〟という市の理念、並びに、地域社会の主体者として、権利と義務の自覚を深める。〝生活共同体の一員として、積極的に市政に参加する〟「新しい社会の創造をめざして、連帯の行動を強める。〝責任と協調の市民生活を求めて、つねに前進をはかる〟という市民の理念、これらの理念を柱として、構想に示されている基本構想に盛られた市の理念、市民憲章の理念を深める。

地方財政の危機にめげず

ところで、この問題のもとに、これを具体化する予算案の編成にあたっての、第一の問題は地方財政の問題でした。

昭和四十九年度以降の経済は、スタグフレーションという異常な事態をもたらし、これによる国家と地方の財政の不足は、ともに資金の借入れという臨時応急的な対応によって措置されてきています。借入金で不足を補いながら、公共投資の大幅な増強により経済を回復せしめ、それによる税収の増加により財政の再建をはかるという方策がとられたのですが、五十二年度決算から世界経済の影響で内需の打撃が加わり、不況は継続するとともに、深刻化し、政府の重大な効果を上げるに至らず、国民に大きな影響をもたらす一般消費税を初めとする増税への方向転換が企図されているのが現状です。

地方財政に当っては、五十年度で二兆二千億円の不足が生じたことを始めとして五十一年度二兆五千二百億円、五十二年度二兆七百億円、五十三年度三兆五百億円と毎年度巨額の財源不足を生じ、それぞれ交付税特別会計への借入れという臨時の措置によって、構想に基づく財政の大綱に従って、躍動する施策を進める。〝的確な展望に基づいて、未来につながる施策を進める〟という市の理念、並びに、地域社会の主体者として、権利と義務の自覚を深める。〝生活共同体の一員として、積極的に市政に参加する〟「新しい社会の創造をめざして、連帯の行動を強める。〝責任と協調の市民生活を求めて、つねに前進をはかる〟という市民の理念、これらの理念を柱として、構想に示されている基本構想に盛られた市の理念、市民憲章の理念を深める。〝改善と創造に徹して

地方自治を みんなで育てよう

府議会議員選挙 市議会議員選挙

この四月には、全国いっせいに府や県、市町村の選挙が行われます。市でも、京都府議会議員の選挙と八幡市議会議員の選挙があります。府議会議員選挙は三月二十七日に告示され、四月八日に執行されます。また、市議会議員選挙は四月十二日に告示され、四月二十二日に執行されます。これらの選挙は、私たち府民や市民代表となる議会の議員を選ぶ大事な選挙です。暮らしよいまちをつくるため、よく考えて候補者を選びましょう。なお、今回の京都府議会議員選挙から、市の選挙区域が変更し、これまで綴喜郡の区域であったものが、一つの独立した選挙の区（定数一名）になりました。また、最近八幡市に転入されて、初めて選挙にのぞまれる方も多いと思います。この号にくわしいことを掲載していますので、よく読んで投票してください。

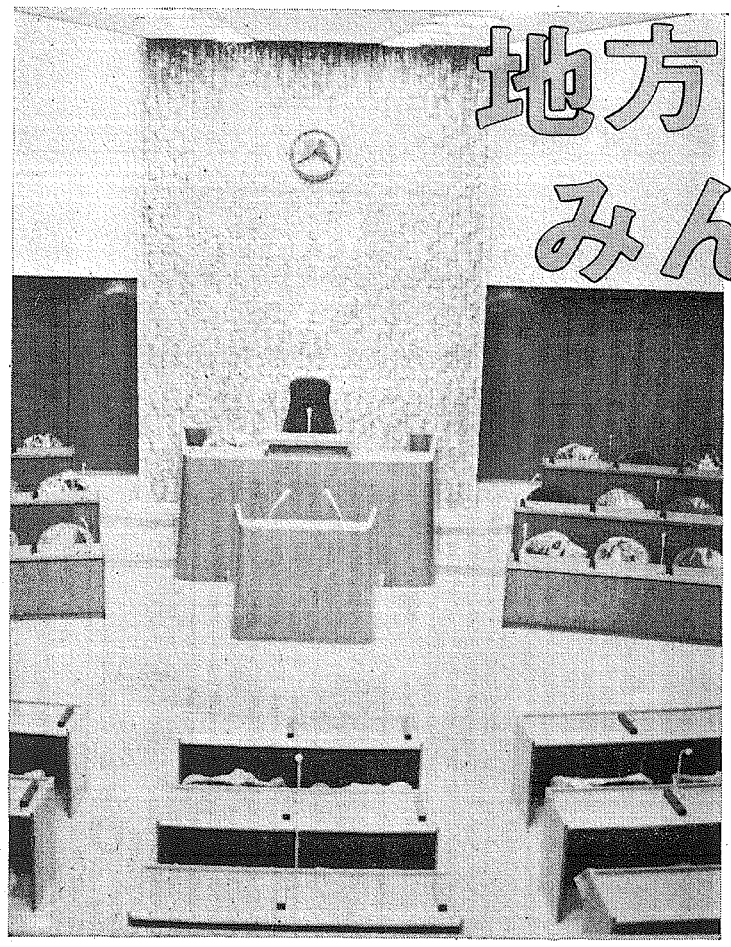

府議選

投票日

府議会は4月8日
市議会は4月22日

府議会議員選挙は、告示日が三月二十七日で、投票日が四月八日です。当日、投票所は午前七時から午後六時まで開いています。

投票のできる方は

府議会議員選挙に投票できる方は、次のすべての条件に該当する方です。

▽日本国民である方

▽昭和五十三年三月十二日以前に八幡市住民登録の届出をし、現在に至っている方

▽昭和三十四年四月八日以前に生まれた方

名簿の登録には手続きはいりません

これらの選挙に投票される方は、他の市町村に転出しないかぎり、この選挙人名簿に記載されていますので投票できます。また、最近、市に転入された方や、成人になられた方も、先に掲載した条件に該当する方は、別に手続きをしなくても、選挙人名簿に記載されています。

しかし、新しく市に転入された方で、昭和五十三年十二月十二日以前から住んでいるにもかかわらず、転入届をこの日以後に出された場合は、市で投票することができません。

最近市にこられた方は注意してください

昨年の十二月十三日以降に市に転入された方でも、京都府下の市町村から転入された方は、前の市町村で投票することができます。

この場合は、市で投票することができません。

このように方法は、市役所の市民課で住民票をもらって、前の市町村の投票所に行って投票してください。住民票のみでは、当日、その票を選挙人名簿に記載されていますので投票できます。また、前に住んでいた所が遠い場合は、不在者投票の手続きをして投票することができます。不在者投票の方法は、次に掲げる方法で、不在者投票の用意をしておくことです。

▽日本国民である方

▽昭和五十四年一月十日以前に八幡市に住民登録の届出をし、現在に至っている方

▽昭和三十四年四月八日以前に生まれた方

名簿の登録には手続きはいりません

これらの選挙に投票される方は、他の市町村に転出しないかぎり、この選挙人名簿に記載されていますので投票できます。また、前に住んでいた所が遠い場合は、不在者投票の手続きをして投票することができます。不在者投票の方法は、次に掲げる方法で、不在者投票の用意をしておくことです。

最近市にこられた方は注意してください

昨年の十二月十三日以降に市に転入された方でも、京都府下の市町村から転入された方は、前の市町村で投票することができます。

この場合は、市で投票することができません。

選挙人名簿に記載も れのあった場合には

選挙権があるにもかかわらず、なんらかの理由で選挙人名簿に記載されていない場合は、投票をしることができます。

なお、くわしいことは選挙管理委員会におたずねください。

昨年の十二月十三日以後に京都府内から市へ転入された方でも、二回以上市町村をかわられた方はどこの市町村においても投票できません。また、十三日以後に京都府以外から市へ転入された方も、投票できません。

なお、くわしいことは選挙管理委員会におたずねください。

市議選

八幡市議会議員選挙は、告示日が四月十二日で、投票日が四月二十二日です。当日、投票所は午前七時から午後六時まで開いています。

投票のできる方は

市議会議員選挙に投票できる方は、次のすべての条件に該当する方です。

▽日本国民である方

▽昭和五十四年一月十日以前に八幡市に住民登録の届出をし、現在に至っている方

▽昭和三十四年四月二十二日以前に生まれた方

市議会議員選挙に投票できる方の条件が、先に掲げた府議会議員選挙の場合と、基準となる月日が異なりますので、注意してください。

府議会議員選挙に投票ができなくても、市議会議員選挙に投票することができる方があります。

しかし、府議会議員選挙の場合と異なることは、ことしの二月十一日以後に転入届をした方は、京都府下の市町村から転入してきて、法律、別に掲載していますので、その旨をこんなください。

開票は八小体育館で

市議会議員選挙の立候補の受付は、四月十二日・十三日です。両日とも、受付時間は午前八時十分から午後五時までです。また受付場所は、十二日の午前八時三十分から正午までは市役所四階大会議室、それ以後と十三日は市選挙管理委員会事務局（二階西山北側）です。

市議会議員に立候補しようとする方は、三月二十四日午前九時三十分から市役所四階大会議室で説明会を行いますので、かならず出席してください。

開票は八小体育館で

市議会議員選挙の開票は、投票日の午後七時から、八幡小学校体育館で行います。

なお、現市議会議員の任期は四月二十九日までで、四月三十日から向う四年間が新市議会議員の任期です。

公報原稿の受付日は12日、13日

市議会議員選挙に、市選挙管理委員会から選挙公報が発行されます。この選挙公報の原稿の受付は四月十二日と十三日です。

府議会議員選挙に投票できる方 53年12月12日以前に市にきた方 34年4月9日以前に生まれた方

市議会議員選挙に投票できる方 54年1月10日以前に市にきた方 34年4月23日以前に生まれた方

不在者投票は4月7日まで

投票日に決められた投票所で投票できない場合、一定の理由がある方は、別の方法で投票することができます。これを不在者投票といいます。不在者投票の方法は、別に掲載していますので、投票日に投票所で投票できない方は、その項をごらんください。府議会議員選挙の場合、不在者投票ができる期間は、三月二十七日から四月七日までです。

開票は市役所四階で

京都府議会議員選挙の開票は、投票日の午後七時から市役所四階大会議室で行い、その日のうちに結果がわかることになります。

選挙区が独立

これまで、府議会議員選挙の選挙区には、綴喜郡（八幡町、田辺町、井手町、宇治田原町）で二つの区域とされていましたが、八幡が市になったため、今回の選挙から、市が独立した選挙区になります。定数は一名です。

不在者投票は4月21日まで

市議会議員選挙の場合、不在者投票ができる期間は、四月十二日から四月二十一日までです。

当日、投票所で投票できない方は、不在者投票の方法で別用しましょう。不在者投票の方

▽身体障害者手帳のある方

郵便で投票できる方は、身体障害者手帳または戦傷者手帳をもっている方のうち、次に掲げる方です。

① 両下肢、体幹に障害のある方では、その障害の程度が一級または二級である方

② 心臓、じん臓、呼吸器に障害のある方では、その障害の程度が一級から三級の方（三級の方は後当しません。）

③ ①と②の障害のある方で、障害の記載がはっきりしていないときは、京都府知事が①または②の障害と同じ程度の障害であると証明した方

▽戦傷病者手帳のある方

① 両下肢、体幹に障害のある方では、その障害の程度が特別項症または第一項症である方

② 心臓、じん臓、呼吸器に障害のある方では、その障害の程度が特別項症から第三項症までの方

③ ①と②の障害のある方で、障害の記載がはっきりしていないときは、京都府知事が①または②の障害と同じ程度の障害であると証明した方

手続きは早いめにしてください

該当すると思われる人は、手続きに日時がかかりますので、なるべく早く、選挙管理委員会にお問い合わせください。

（電話番号は八八三一一二二）です。

選挙公報を早く各家庭に

「選挙公報」は私たちが選挙をする場合、欠かすことのできない大切な資料です。選挙管理委員会は、この選挙公報が市民の方々に早く届くよう努力していますが、これにはみなさんのご協力を必要とします。

みなさんの家に届けられる選挙公報は、一部の地域を除いて、普通、選挙管理委員会→区長→班長→家庭と言う順序で配られます。

この選挙公報が、お手元に届けられたら、すぐに各家庭に配っていただくよう、班長さん方にお願いします。

不安な方はお問い合わせを

選挙人名簿には、市に住民登録をされている方で、資格のある方が記載しています。最近、市に転入された方や新たに資格を取得された方は、手続をしていただかなくても選挙人名簿に記載されますが、選挙人名簿に記載されているかどうか不安に思われる方は、市選挙管理委員会までお問い合わせください。資格があるにもかかわらず選挙人名簿に記載されていない場合は、いつでも記載できます。

立候補の届出は12日、13日

市議会議員選挙の立候補の受付は、四月十二日・十三日です。両日とも、受付時間は午前八時三十分から午後五時までです。また受付場所は、十二日の午前八時三十分から正午までは市役所四階大会議室、それ以後と十三日は市選挙管理委員会事務局（二階西山北側）です。

市議会議員に立候補しようとする方は、三月二十四日午前九時三十分から市役所四階大会議室で説明会を行いますので、かならず出席してください。

開票は八小体育館で

市議会議員選挙の開票は、投票日の午後七時から、八幡小学校体育館で行います。

なお、現市議会議員の任期は四月二十九日までで、四月三十日から向う四年間が新市議会議員の任期です。

入場整理券を有権者に

投票日にはお忘れなく

選挙管理委員会は、府・市議会議員選挙の有権者に、投票事務の円滑化を図るため、あらかじめ"投票所入場整理券"をお届けします。投票される方は、投票のときに この入場整理券を必ず持って投票所にきてください。

入場整理券がこない場合は市にご連絡を

選挙権があるにもかかわらず、"投票日の二、三日前になっても"投票所入場整理券"が届かなかったときは、市選挙管理委員会までお申出ください。入場整理券が投票日までに手に入らなかった場合、または入場整理券を失った場合、投票にこられたときに、投票所の受付でそのことを申出てください。選挙人名簿に記載されていれば投票できます。

投票場所は入場整理券に記載しています

"入場整理券"には、投票所の所在地が記載されていますので、投票日までに、よく自宅を通じて有権者のみなさんに届けられるようにしてください。

投票所は全部で十九カ所あります

市内の投票所は、全部で十九カ所あります。あなたの投票所は左の欄に記載していますので、お確かめください。また、あなたの投票場所は、三面に記載していますのでこんなください。

"投票所入場整理券"は、タテ十・五センチ、ヨコ十六センチのカードです。有権者の住所、氏名・年齢・性別・投票日時・投票場所を記載しています。

投票日までに、よく自宅を通じて有権者のみなさんに届けられるよう、日時や投票場所を確かめ、まちがいのないようにしてください。

投票日には忘れないように

この"入場整理券"は、投票のときに必ず持って投票所にきてください。

投票所入場整理券は、各区にお願いし、区の選挙員さんまたは班長さんを通じて、投票日の二、三日前までには、有権者のみなさんに届けられます。

最近、市へこられた方の中には、投票所入場整理券の発行を受けずに投票されていた市町村から転入された方も多いと思います。市では、すべての選挙について、この"入場整理券方式"の発行を行っていますので、投票日には届けられた入場整理券を必ず持って投票所にきてください。

入場整理券は、投票日までに届けられます

"入場整理券"は、投票日の二、三日前までに届けられます。

投票日までに、届けられない場合は、市選挙管理委員会までお申出ください。

投票所は全部で十九カ所あります

"投票所入場整理券"は、タテ十・五センチ、ヨコ十六センチのカードです。有権者の住所、氏名・年齢・性別・投票日時・投票場所を記載しています。

投票日までに、よく自宅を通じて有権者のみなさんに届けられるようにしてください。

投票日までに、届けられない場合は、市選挙管理委員会までお申出ください。

投票所は全部で十九カ所あります

市内の投票所は、全部で十九カ所あります。あなたの投票所は左の欄に記載していますので、お確かめください。また、あなたの投票場所は、三面に記載していますのでこんなください。

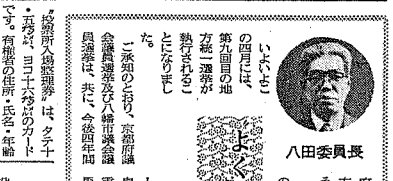

八田委員長

よく考えて貴重な一票を

選管委員長が談話

いよいよ、四月八日の第九回目の地方統一選挙が執行されることとなりました。

ご承知のとおり、京都府議会議員選挙及び八幡市議会議員選挙は、共に、今後四年間の府民や市民の代表として、地方自治の重大な責任を負うべき議員を選ぶ大切な選挙です。

この大切な選挙を、有権者の皆さんが一人一人まじめに、誤りのない一票を投じてくださるようお願いいたします。

このことが、ひいては"選挙違反"につながり、二度と正しい自治の発展につながることを確信しています。

府民や市民の、今後四年間の民意治のより良きやりてがありますように、選挙権利を有権者の皆さんが、一人一人まじめに、誤りのない一票を投じてくださるようお願いいたします。

点字投票及び代理投票の方法は

投票のとき、目の不自由な方は自分で投用紙に候補者の名前を記載できない場合、投票所事務員に代理投票を依頼できます。

不在者投票制度の利用は

投票日に投票できない方

選挙に投票できる権利がありながら、なんらの都合で、投票日に投票できないかたのために、不在者投票制度があります。

この不在者投票制度を利用できる方は、次に掲げる項目に該当する方です。

① 投票区の区域外で職務や業務のため、投票日に投票できない方

② やむを得ない理用により、市外に旅行または療養する場合

③ 指定された病院に入院または老人ホームに入所している場合。

この場合は、病院長または施設長に申出ると、入院・入所先から市に申出ると、入院・入所先から市の選挙管理委員会に請求があります。選挙管理委員会へ請求があった病院または施設へ投票用紙を送ります。入院または入所者で投票にこられたかたには、代理投票の制度があります。秘密投票の制度を記載する代理投票の手続きは、次のようになっています。

不在者投票の手続

この不在者投票ができるのは、告示の日から投票日の前日までで時間は午前八時三十分から午後五時までです。土・日曜日も受付けています。

不在者投票をしようとする方は前記の③の場合を除き、選挙管理委員会事務局へ行っていただくことになります。そこで、投票日に不在になることを申出て、確認つけの宣誓者用紙に押印を受け、その時、投票券を受け、その時、投票券を受けることになります。印鑑は必ず持ってきてください。

最近府下の市町村から転入された方

昨年の十二月十三日以後に市に転入された方でも、京都府下のほかの市町村から転入されたかは、府議会議員選挙にかかって、もとの市町村で投票することができます。

この場合の不在投票の手続きは、次のようになっています。

災害、市の選挙管理委員会にていただきます。そこで、署名押印し、その選挙に住民票のうしを添えて、選挙人名簿に記載されているもとの市町村に郵便で投票用紙の請求を行います。

投票用紙が送られてきたら、それを持って、市の選挙管理委員会にきていただき、投票することになります。この場合、もとの市町村の選挙区から立候補している人を選ぶことになります。

なお、くわしくは選管まで。

投票所など

投票区	区域	投票所名
1	一区（一部）	一区公会堂
2	二区	二区公会堂
3	三区	三区公会堂
4	四区（一部）	四区公会堂
5	五区	五区公会堂
6	六区	南ケ丘老人の家
7	下区	農業センター
8	中区	中区公会堂
9	上区	上区公会堂
10	内里区	内里公民館
11	戸津区	戸津中央会議所
12	美濃山区	美濃山公会堂
13	長町・樋ノ口・高原（一部）区	長町投票所
14	男山地区	南センター集会所
15	男山地区	男山第二中学校
16	男山地区	中央センター集会所
17	男山地区	男山第三中学校
18	四区（一部）	橋本小学校
19	三区（一部）	くすのき保育園

18投票所のうち、橋本濁り池、橋本丸尾の町名がなくなり、新しく西山丸尾の町名ができました。

体の不自由な方は郵便で投票できます

① 両下肢、体幹に障害のある方では、その障害の程度が一級または二級である方

② 心臓、じん臓、呼吸器に障害のある方では、その障害の程度が一級から三級の方（三級の方は後当しません。）

③ ①と②の障害のある方で、障害の記載がはっきりしていないときは、京都府知事が①または②の障害と同じ程度の障害であると証明した方

▽戦傷病者手帳のある方

① 両下肢、体幹に障害のある方では、その障害の程度が特別項症または第一項症である方

② 心臓、じん臓、呼吸器に障害のある方では、その障害の程度が特別項症から第三項症までの方

③ ①と②の障害のある方で、障害の記載がはっきりしていないときは、京都府知事が①または②の障害と同じ程度の障害であると証明した方

手続きは早いめにしてください

該当すると思われる人は、手続きに日時がかかりますので、なるべく早く、選挙管理委員会にお問い合わせください。

（電話番号は八八三一一二二）です。

おめでとうございます

結婚

昭和54年2月届出分

区夫妻

一区 喜野 誠信
西山 知江
内里区岡島 治
永井 篤子
四区 加藤 裕三
田井 正子
美濃山岡本 卓也
西本加代子
上区 宗徳 文秋
小谷 時子
六区 景野 徹正
北村久美代
内里区津村 哲雪
山下勢力美
六区 山田 佳男
米田雄津子
六区 岸 敦宏
山本 博
四区 山本 清
大羽良昭子
四区 男野 青雄
井垣千賀子
三区 吉村 渉
飯野 えつ
三区 堀井 勇
西野 明美
三区 高田 弘一
木村俊代子
二区 永井 憲孝
山川 孔子
三区 廣瀬 利夫
増井 福子
六区 加藤 創紀
藤隅 勝義
六区 石田 誠義
中野太郎子
六区 山田 宰夫
若林多恵子
二区 倉田 健治
江口なをみ
上区 山村 敏昭
吉田美代美

出生

区本人

二区 深井 達志
番田出人
二区 山本 結也
郭男
二区 巻元ひろ子
郭男
四区 金山 啓
鶴田
四区 伊藤 研太
鶴田
一区 伊東美知子
鶴田
一区 津代 雅春
鶴田
一区 宮嶋 勝輝
鶴田
一区 水島 孝
鶴田
四区 三宅 祥平
鶴田
一区 和田 雅樹
鶴田
一区 長澤あり
鶴田
一区 松尾 興志
鶴田
三区 福嶋 勝子
鶴田
二区 松本 英史
鶴田
二区 谷口 聡子
鶴田
六区 中島 円
鶴田
二区 渡辺 晴美
鶴田
二区 青村 清明
鶴田
一区 北浜建太郎
鶴田
四区 岡本 靖夫
鶴田
四区 藤原分 陸広
鶴田
一区 千住清朗
鶴田
一区 福島 信一
鶴田
一区 谷本 裕紀
鶴田
一区 山本 裕紀
鶴田
二区 渡辺 均
鶴田
三区 堀井 耕秋
鶴田
戸津区藤本 純軌
鶴田
三区 飛鳥 雅美
鶴田
二区 飛井 正子
鶴田
二区 横関栄佳
鶴田
年明 正雄
鶴田
公博 忠雄
鶴田
一区 寺山 尚志
鶴田
一区 福田 一裕
鶴田
六区 中村 能雄
鶴田
四区 宮田 武史
鶴田
二区 西川 啓文
鶴田
下区 冨原 了
鶴田
一区 前川 恵之
鶴田
六区 辻 拓馬
鶴田
上区 野井 清伯
鶴田
一月届出分
六区 山根 伸子
鶴田
正 賢二
鶴田
一宰 隆
鶴田
賢二 博
鶴田
進一 博
鶴田
笑待 亮
鶴田
博 俊
鶴田
博幸 隆
鶴田
信明 嘉
鶴田
嘉藤 嘉
鶴田
喜美 男
鶴田
晃三 男
鶴田
勝一 弘
鶴田
青春 寛
鶴田
嘉藤 正一
鶴田

第三回クリーンシティ作戦
市民参加で清潔なまちに

昭和五十三年度の環境美化運動として、市民の協力で"清潔なまちづくり運動"を行っています。この運動は、ゴミや汚物のない美しいまちに住すむことと合わせて、不衛生な環境の一掃をして市民の暮らしを守る目的を持って実施されたものです。

今回のクリーンシティー作戦は、昨年の春、七月に引続いてからスタートし、十、日曜日を除いて三月二十六日まで、続けられます。今回も多くの市民が参加されました。

この第三回の作戦では、男山地区内の幹線市道である八幡城陽線（延長九百メ）と山一号線、幣原線（延長三キ）のほか、なんぼ、なでしこ（つばめ、めじろの名花園公園（面積一万二千平方メ）の雑草の除去やゴミの清掃を行います。

スタートした二十六日は、午前中環境美化の作業が行われ、午後から二班に分かれて、八幡城陽線の清掃を開始しました。市民の方々は、手に手にくまで、ほうきゃ、かまなどを持ち、街路樹わきの雑草をひいたり、道路端の土砂やゴミなどを清掃され、美しい街路にしようがそっていました。

下水道整備事業進む

市では、生活の多様化、近代化や河川及び農業用水の汚染化などを環境整備の柱上を図として、下水道整備事業を進めています。

市の下水道事業は、五十二年度から都市計画街路幹線道路八幡城陽線の清掃を開始しました。市民の方々は、手に手にくまで、ほうきゃ、かまなどを持ち、街路樹わきの雑草をひいたり、道路端の土砂やゴミなどを清掃され、美しい街路にしようがそっていました。

三号汚水幹線の工事が進められている

この幹線は、延長九百メ、幅員二百メ、深さ平均三メ、五十四年度で八十三メ、八幡のところに四箇所、二千メ、百十メ、五十四年度で八十三メ、百九十二メ、二百十二メ、百十メ、五十四年度で八十三メ、二百十二メ、百十メ、五十四年度で八十三メ、二百十二メ、百十メ、五十四年度で八十三

お知らせ

国民年金保険料の納め忘れにご注意

国民年金の保険料は、納め忘れの日まで2年間さかのぼって、納めることができます。このため、納め忘れの期間が多くなると、将来年金を受けとることになって、年金を受けるのに必要な期間が足らなくなり、年金が受けられなくなる場合もあります。

過去の納め忘れの保険料は、今なら納めることができます。

昭和五十三年七月一日から昭和五十五年六月三十日までの間に限って、過去の納め忘れの保険料をさかのぼって納めることができる特例制度が実施されています。

これは、さかのぼって保険料を納めないことには、将来なんの年金も受けられない人を救済するために別に設けられた措置です。

また、それ以外のかたでも、過去に強制加入期間に納め忘れのある人は、一ヵ月につき四千円（特別納付）で、年金を受けるようにしておくのが有利と言えます。詳しくは、市役所保険年金課年金係までお問い合わせください。（☎諏九ニ一一一一）

交通遺児に育成資金の貸付けを

自動車事故対策センターでは、自動車事故（自損、加害を含む）で遺児となった方、または重い後遺障害の残った方の児童（いずれも〇歳から中学三年生まで）で、生活に困っている方に対し、育成資金を貸し付けています。

貸し付けは、交通遺児等本人に対して行いますが、未成年者で、また、貸し付けの申し込みの手続きは、原則として現住扶養している保護者にしていただき、その方に連帯保証人になっていただきます。

貸付金は、遺児等一人につき時金十万円のほか、毎月額九千円。また、小・中学校入学時に入学支度金二万七千円で無利子です。

返済は、中学校卒業後六ヵ月、または一年据置き、二十年以内の均等払い（年払い、半年払い等）で、中学校卒業後、高校、大学等に進学された場合には、その学校を卒業まで、返済は猶予されます。

貸し付けを受けることができる資格のある方は、遺児を現在扶養している保護者の生活状況が、のいずれかひとつに該当する場合です。

▼市町村民税を納めていない方（非課税）

▼市町村民税を均等割のみ納めている方。

▼国民年金保険料の納付を免除されている方。

▼児童扶養手当の支給を受けている方。

▼所得税を納めていない方。

▼世帯主が資金の貸付を受けている方。

▼生活保護を必要とする状態の方（要保護者）

▼生活保護を受けている方。

▼市区町村教育委員会から就学援助を受けている方。

詳しくは、自動車事故対策センター京都支所（☎〇七五十三四一六〇〇二・九八三三）までお気軽に問い合わせください。

府旅券事務所が移転します

府では、海外旅行のための旅券（パスポート）を申請される方が利用している旅券事務所を、四月二日（月）から次の場所へ移転します。

▼場所　京都市中京区烏丸通錦小路北西角　京都銀ビル四階（☎諏〇七五一三五九・四九三一）

▼取扱時間

平日・午前九時から十一時半
午後一時から四時

土曜・午前九時から十一時半

（注）三月三十一日（土）午前十一時半から午後一時までは、府庁旧館一階で取り扱っています。また移転先の京都銀ビル附近には、駐車場がないので、自動車での来庁はご遠慮ください。

盲人ガイドヘルパー派遣事業

―三月三日から発足―

実際に目の不自由な方にガイドヘルパー受講生がつき、歩行訓練が行われました（市役所四階の会場で）

ガイドヘルプ研修会を開く

"福祉の風土をみんなの力で"

府盲人協会八幡支部（上田竹一支部長・会員四十四人）が一月十五日から行っていました盲人ガイドヘルパーの募集を去る二月十五日でしめ切りました。

この盲人ガイドヘルパーに、十三人の市民のみなさんから応募があり、市内に住む視覚障害者の方がたに喜んで奉仕の手がさしのべられることになりました。

そして三月二日、ガイドヘルパー応募者を対象に市役所で研修会を開き、市の盲人ガイドヘルパー派遣事業が三月三日から発足しました。

盲人ガイドヘルパーの業務は、市内在住の約七十人の重度視覚障害者の方がたが、公的機関や医療機関へ行きたくても、付添い人がいないばっかりに、行くことができないという問題を解決するため、府盲人協会八幡支部と市が協議をし盲人ガイドヘルパーの派遣事業を行うために実施したものです。

六十五歳から十八歳までの応募者が

募集しめ切り日の二月十五日までに応募があった十三人の市民の方がたは、最高年齢は六十九歳で最年少の方は十八歳の方でした。

そして研修の日、盲人の生活実態や視覚障害者の福祉制度、ガイドヘルパーの心得などを勉強したあと、京都ライトハウス歩行訓練士の方によるガイドヘルプの実技が行われました。机・椅子などを使っての狭い場所の歩行など、状況に応じたガイドヘルプの実技の研修が行われました。

研修を終えたみなさんは、三月三日からその暖かい心と手で、視覚障害者の方がたの手となり、足となって、ガイドヘルプを始めていています。

育ての方がいうと、盆栽の声が聞かれました。また"ダイオル体操"では、「ふだん運動不足だったのでこの運動で体がすっきりした」と大好評でした。

麻しん（はしか）予防接種が始まる

予防接種法第7条の改正に伴って、市では、三月一日から麻しん（はしか）の予防接種を市役所側の保健センターで無料で始めることとなって、ガイドヘルプを始めたとなっています。

保健センターだより

心の健康教室に主婦八十人

三月一日、保健センターで市民健康づくり推進協議会の第一回の事業として「心の健康教室」が行われました。

この催しを行った同協議会は、保健所の関係行政機関、医師会等の保健医療関係団体、市内の衛生組織、学校、製薬所の各代表者と学識経験者を有する方がた、組織されています。

同協議会の協力の要請を、「心の健康教室」と題して、市内の二十代から六十代までの主婦、約八十人が参加して開かれました。この教室では、親と子のつながりや育児についての講演、市役所保健婦による"ダイオル体操"や体力測定なども行われました。育児についての講演では、二十代の方は「なるほどなあ」という声が、六十代の方については「やっぱり私の子、二十三人が採血しました。

献血運動を展開

―八幡高校―

府立八幡高校では、不慮の事故に備えて献血を行い、三月二十日と二十一日の両日に献血運動を行いました。同校が献血を始めたのは昨年からで、今回で二回目となります。

当日、献血を申し込んだ二十一人のうち、二十一日を献血日に当てはめたが、献血希望者が多く、献血日を一日増しの"献血運動"となりました。

この献血には、二十日に七十三人、二十一日に百五十人の計二百二十三人が採血しました。

八十二点の盆栽、一堂に

―老人クラブ盆栽部の盆栽展―

市老人クラブ連合会盆栽部では、三月二十日、二十二日の両日、盆栽展を二区公会堂で催しました。

この盆栽展は今年で八年目を迎え、出品された作品も力作ぞろいでした。出品されたのは計八十二点。

イチゴ、梅などの十数種類が展示され、種類は松、錦、杉、ヒバ、柳などの十数種類が展示されました。

作品は、二十日の朝に搬入され、二月二十日、市議会議長一点ずつ入賞作品を選出し、それぞれのカに賞状や記念品が送られました。入選されたのは次の方がたです。

（敬称略）

▽八幡市長賞（黒松木竹）＝八田孝之助（八幡岸本）▽市議会議長賞（黒松）＝福田八十二（八幡長谷）▽盆栽部長賞（黒松）＝野田敏（八幡長田）▽市長賞（黒松）＝竹川政勝（八幡北浦）▽市議会議長賞（黒松）＝以下入賞

谷）＝以下入賞

▽（黒松）＝松本一（角里）▽（黒松）＝福田八十二（八幡長谷）▽（黒松）＝荒井石井正三（八幡長田）▽（黒松）＝荒井小物）＝西田秋（千宗良堤塩内）▽（錦